

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年山口県条例第三十四号）新旧対照条文

線改正部分

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">政務調査費の交付に関する条例 （平成十三年山口県条例第二十三号）</p> <p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、政務調査費の交付について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象等） 第二条 県は、山口県議会議員（以下「議員」という。）の職にある者に対して、政務調査費を交付する。 2 政務調査費の額は、一月につき三十五万円とする。 3 第一項の規定により交付する政務調査費の額は、前項に規定する額に当該年度における当該議員の任期の月数を乗じて得た額とする。この場合において、月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、任期の月数に算入しないものとする。 4 月の中途において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。</p> <p>（通知） 第三条 議長は、政務調査費の交付を受けようとする議員の氏名を、毎年四月五日までに知事に通知するものとする。 2 議長は、前項に規定する議員に異動があつたときは、その異動に係る事項を速やかに知事に通知するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">政務調査費の交付に関する条例 （平成十三年山口県条例第二十三号）</p> <p>（趣旨） 第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、政務調査費の交付について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（交付対象等） 第二条 県は、山口県議会議員（以下「議員」という。）の職にある者に対して、政務調査費を交付する。 2 政務調査費の額は、一月につき三十五万円とする。 3 第一項の規定により交付する政務調査費の額は、前項に規定する額に当該年度における当該議員の任期の月数を乗じて得た額とする。この場合において、月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、任期の月数に算入しないものとする。 4 月の中途において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。</p> <p>（通知） 第三条 議長は、政務調査費の交付を受けようとする議員の氏名を、毎年四月五日までに知事に通知するものとする。 2 議長は、前項に規定する議員に異動があつたときは、その異動に係る事項を速やかに知事に通知するものとする。</p>

(交付決定)

第四条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について政務調査費の交付の決定をし、その旨を議員に通知するものとする。

(請求及び交付)

第五条 政務調査費の交付は、四半期ごとに行うものとする。

2 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月(月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月の翌月)の十日までに、当該四半期の政務調査費を請求するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

4 議員は、四半期中途において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(使途)

第六条 政務調査費の使途の基準は、議長が定める。

2 議員は、政務調査費を前項の基準に定める使途以外の使途に使用してはならない。

(収支報告書)

第七条 議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、年度の終了の日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、当該議員又はその遺族は、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、当該議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

(交付決定)

第四条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について政務調査費の交付の決定をし、その旨を議員に通知するものとする。

(請求及び交付)

第五条 政務調査費の交付は、四半期ごとに行うものとする。

2 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月(月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月の翌月)の十日までに、当該四半期の政務調査費を請求するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

4 議員は、四半期中途において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(使途)

第六条 政務調査費の使途の基準は、議長が定める。

2 議員は、政務調査費を前項の基準に定める使途以外の使途に使用してはならない。

(収支報告書)

第七条 議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、年度の終了の日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、当該議員又はその遺族は、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、当該議員でなくなった日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 3 収支報告書には、政務調査費による支出（一件当たりの金額が五万円以上のものに限る。）をした事実を証すべき領収書その他の書面の写し（社会慣習その他の事情により当該書面を徴し難いときは、その旨並びに当該支出を受けた者並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面。以下「領収書等」という。）を添えなければならない。
- 4 議長は、第一項及び第二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

（書類の整理保存）

第八条 議員は、政務調査費の支出について、その内訳を明らかにした会計帳簿を調製し、及び証拠書類等を整理しておかなければならない。

2 議員は、前項に規定する書類を、当該年度の政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

（調査）

第九条 議長は、政務調査費の運用の適正を期するため必要があると認めるときは、収支報告書について調査をすることができる。

（返還）

第十条 議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行った政務調査費による支出（第六条に規定する基準に従って行った支出に限る。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第十一条 議長は、第七条第一項から第三項までの規定により提出された収支報告書及び領収書等を、その提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存する

- 3 議長は、前二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

（書類の整理保存）

第八条 議員は、政務調査費の支出について、その内訳を明らかにした会計帳簿を調製し、及び証拠書類等を整理しておかなければならない。

2 議員は、前項に規定する書類を、当該年度の政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

（調査）

第九条 議長は、政務調査費の運用の適正を期するため必要があると認めるときは、収支報告書について調査をすることができる。

（返還）

第十条 議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行った政務調査費による支出（第六条に規定する基準に従って行った支出に限る。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない。

（収支報告書の保存及び閲覧）

第十一条 議長は、第七条第一項又は第二項の規定により提出された収支報告書を、その提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存するものとする。

ものとする。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書又は領収書等の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日以後これをすることができる。

4 議長は、第二項の規定による請求があつた場合において、当該請求に係る領収書等に山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第十一条第二号又は第三号に該当する情報が記録されている部分があるときは、その部分を除いて当該領収書等を複写したものを閲覧に供するものとする。

（その他）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成十八年条例第三十四号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第七条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して三十日を経過する日の翌日以後これをすることができる。

（その他）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成一四年条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行する。